

新型コロナウイルス及びインフルエンザの発症から再登校（園）までの流れ

掛川市教育委員会

1

- 新型コロナウイルスあるいはインフルエンザが疑われる症状の発症
医療機関を受診するか、自宅で抗原検査等を実施してください。
不明な点は学校（園）へお問い合わせください。

2

- 医療機関受診・新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書の記入
新型コロナウイルス、又はインフルエンザと診断されたら、保護者の方が、「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書」に症状出現日、医療機関診断日（検査実施日）、医師からの注意事項等を記入してください。

3

- 学校（園）に電話で報告
学校（園）に電話で、次の3点を報告してください。
①園児の氏名、②歳児・クラス、③経過報告書に記載した症状出現日、及び医師からの注意事項（注意事項はある場合のみ）

4

- 自宅安静、発熱の経過を記録
発症後5日かつ解熱後、新型コロナウイルスは1日、インフルエンザは2日（幼児は3日）を経過するまでは登校（園）できません。
自宅で安静に過ごしてください。
報告書には、毎日午前と午後に1回ずつ検温の上、記入をお願いします。

5

- 必要期間安静後、新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書をもって登校（園）
学校（園）で、「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書」を確認させていただき、登校（園）を許可します。
登園許可を得るために医療機関を再受診する必要はありません。